一熊本県公報

第 1 1 0 0 6 号 平成 15 年 7 月 14 日 (月) (毎週 月・水・金発行)

目 次

告 · 示	
○熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項	⋯⋯⋯⋯(地域政策課) 1
公告	
〇県営土地改良事業計画変更	·····(農村計画課) 1
〇定款変更認可	(") 2
登 載 依 頼	
○ OA 業務開発要員研修委託に係る一般競争入札の実施······	(警察本部)2

告 示

熊本県告示第 763 号

熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項を次のように定める。 平成15年7月14日

熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県地域総合整備資金貸付要項 (平成2年熊本県告示第367号) の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「性風俗特殊営業」を「性風俗関連特殊営業」に改める。

第5条第5項中「「新地域経済基盤強化対策推進地域」」の次に「又は地域経済活性化対策実施要綱(平成15年4月21日付け総行自第57号総務事務次官通知)に基づき選定された「地域経済活性化対策推進地域」」を加え、同条第6項中「「新地域経済基盤強化対策推進地域」」の次に「又は「地域経済活性化対策推進地域」」を加える。

第20条第1項中「借入人名義銀行口座」を「借入人名義金融機関口座」に改める。

附則第2項中「平成13年4月1日」を「平成15年4月1日」に、「平成15年3月31日」を「平成16年3月31日」に改め、同項の表中「40億円」を「38億円」に、「50億円」を「48億円」に、「62億円」を「59億円」に改める。

附則

- 1 この要項は、告示の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
- 2 この要項の適用の日前に貸付決定がなされた資金については、なお従前の例による。

公 告

熊本県公告第 494 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、県営芦北地区土地改良事業(農業用道路)の計画を変更したいので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

する。 この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後15日以内に申し立てられたい。

平成 15 年 7 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
 - 県営芦北地区土地改良事業 (農業用道路)変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
 - 平成 15 年 7 月 15 日から平成 15 年 8 月 12 日まで
- 3 縦覧場所

水俣市役所

田浦町役場

芦北町役場

津奈木町役場